

有料公園施設 使用取消(変更)許可申請書

有料公園施設 還付申請書

年 月 日

相模原市体育協会グループ
代表 公益財団法人相模原市体育協会
会長 森田之雄 あて

利用者登録番号

団体名

代表者名
又は氏名

連絡者氏名

住所

連絡者
電話番号

次のとおり申請します。

施設名称	相模原ギオンスタジアム(相模原麻溝公園競技場)					
既に受けた許可の使用年月日及び許可番号	平成 年 月 日()		時 分 から 時 分 許可番号(利用申請番号)			
取消・変更事項	<input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 変更					
	理由					
変更前			変更後			
既に受けた許可の使用年月日	平成 年 月 日()		使用年月日	平成 年 月 日()		
	利用時間	単価(1時間)		利用時間	単価(1時間)	
競技場	～	5200円	競技場	～	5200円	
附属設備	放送設備	～	400円	放送設備	～	400円
	写真判定装置	～	1250円	写真判定装置	～	1250円
	電光掲示板	～	3600円	電光掲示板	～	3600円
	会議室1(大会本部室A)	～	500円	会議室1(大会本部室A)	～	500円
	会議室2(大会本部室B)	～	350円	会議室2(大会本部室B)	～	350円
	会議室3(大会本部室C)	～	350円	会議室3(大会本部室C)	～	350円
	会議室4(大会本部室D)	～	350円	会議室4(大会本部室D)	～	350円
	会議室5(大会本部室E)	～	350円	会議室5(大会本部室E)	～	350円
	会議室6(大会本部室F)	～	350円	会議室6(大会本部室F)	～	350円
	会議室7(インテュ-室A)	～	200円	会議室7(インテュ-室A)	～	200円
会議室8(インテュ-室B)	～	200円	会議室8(インテュ-室B)	～	200円	
会議室9(打ち合わせ室)	～	150円	会議室9(打ち合わせ室)	～	150円	
競技用器具		<input type="checkbox"/> 点 ・ <input type="checkbox"/> 30点以上	競技用器具		<input type="checkbox"/> 点 ・ <input type="checkbox"/> 30点以上	
①競技場 追徴利用料金	円 (変更前)		円 (変更後)		円	
②附属設備 追徴予定利用料金	当日予定利用料金		円 (変更後)		円	
還付を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 降雨その他使用者の責めに帰さない理由のため <input type="checkbox"/> 使用者の都合により使用を取消したため					
<input type="checkbox"/> 還付なし <input type="checkbox"/> 還付する(相模原市都市公園条例施行規則第8条の2第 号に該当する為)						
利用料金	既納利用料金	利用料金領収日	還付割合	還付金額		
	円	年 月 日		円		
起案年月日	年 月 日	上記のとおり <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 還付 してよろしいか。				
許可年月日	年 月 日	所長	施設系責任者担当	合議	公印	
指令番号	(競技場)第 号					
利用申請番号						

支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書

相模原市体育協会グループ あて

相模原市体育協会グループからの支払金は、下記の預金口座へ振込の方法によりお支払いください。
また、依頼人と口座名義人が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込をもって相模原市体育協会グループからの支払金の受領と認めます。

依 頼 人		振 込 先 金 融 機 関	
団体名			本 店 支 店 支 所
氏 名 (代 表 者)	印	預金の種類	口座番号(右づめ)
郵便番号		1. 普 通 預 金 2. 当 座 預 金 3. 貯 蓄 預 金
住 所		フリガナ	
電 話	— —	口座名 義 (通帳 名)	
		住 所	

- ※ 口座名義は、通帳をご確認のうえ正確にご記入ください。
※ ゆうちょ銀行への振込はできませんのでご了承ください。

利用料金の還付については、次のとおり取り扱います。

- ・ 降雨・施設の都合により利用できない場合..... 100パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)までの取り消し..... 100パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の14日前までの取り消し..... 80パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の 7日前までの取り消し..... 50パーセント還付
- ・ 納期限日(支払期限日)を過ぎて利用日の 6日前以降の取り消し... 還付なし

※ 原則として申請書の提出された翌月末に指定口座に振り込みます。